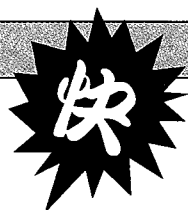


質疑 答講座



◎日常の疑問から正しい知識を学ぶ◎

Round 55

知ってるようで知らない素朴な疑問
インストラクターとしての事故予防!?

今月の回答者

東京本郷合同法律事務所
弁護士 望月 浩一郎 Kouichirou MOCHIZUKI

QUESTION 私が属しているクラブでは、入会申込書に、「事故についてクラブやインストラクターの責任を追及しません」という書類にサインをしてもらっているのですが、これでも事故が生じると責任を負うのでしょうか。

ANSWER クラブへの入会申込書にこのような条項(免責条項、Waiver Form)を加えている例は少なくありません。しかし、免責条項があっても、施設の設置管理の瑕疵(本来あるべき性質が欠けていること)、指導上の過失などが認められる場合には、クラブやインストラクターは責任を負わなければならない。

指導者に過失があり、施設の安全性に欠けるような場合にまで、これを免責するという契約は公序良俗違反であるとして効力が否定されています(富山地判平6.10.6日判時1544-104頁)。

スポーツには危険が伴います。スポーツに内在した避けがたい危険が現実化することは、そのスポーツに参加する者はこれを承諾していると解されています(危険の引き受け)。このような避けがたい事故では、免責条項がなくてもクラブや指導者は責任を負いません。

野球におけるデッドボールによる負傷、打者の打った打球が投手に当たった負傷について、それぞれ投手や打者、あるいは、指導者が責任を問われるものではありません。

しかし、引き受けられた危険は「スポーツに内在した避けがたい危険の現実化」だけです。指導者に注意義務違反があった場合、施設に安全性が欠ける場合には、「避けがたい危険」とはいえません。野球の例でいえば、指導者が、

打者にヘルメットなどの必要な防具を与えなかった場合には責任を負う場合があります。速球に対する打撃練習として投手と打者との距離を短くしていたこと、投手前に設置された打球を防ぐための防護柵に綻びがあったことが投手が打球を避けられなかった原因ならば、このような練習方法を採用した指導者、綻びがあったまま防護柵を使用した施設管理者は責任を負うことになります。

QUESTION インストラクターとして事故防止にどのような注意をしたらよいでしょうか?

ANSWER これまでに発生した事故の分析が、最大の事故予防対策です。スポーツと他の分野の事故とを比較すると、スポーツ事故は、労働災害や医療事故に比べて、事故分析から事故予防に結びつける動きは遅れています。医療事故は、近時社会問題となったことからようやく対策が前進してきたのですが、スポーツでは依然遅れたままです。これまでの事故例をいくつか紹介し、事故防止策の視点を示します。

(1) 被指導者の健康状態を把握し、救護する義務

指導者は、被指導者の状況を把握する一般的義務があり健康診断の結果にかかわらず、個々の被指導者の動静を注視し、負荷の大きなスポーツへの参加が健康状態に悪影響を及ぼす可能性を認めた場合には、適切な経過観察措置、参加の停止・中止措置、救護措置義務があります。

高校のバスケットボールクラブ練習中、熱中症で生徒が

短時間に2回倒れ死亡した事故につき、顧問教諭に救急車を手配するなどして直ちに医師の診断を受けさせる注意義務違反があったとしました(松山地西条支判平6.4.13判タ856-251)。

(2) 被指導者が安全にスポーツを行える環境を整備する義務

被指導者が安全にスポーツをするために、指導者は、安全な環境を整備する義務があります。

中学校の野球部の紅白戦でマスクを着けずに主審をしていた野球部員が、ファウルチップを左眼に受けて負傷した事故につき、野球部の指導監督教諭には、生徒が野球の審判をする時には、マスクを着用することを指導する義務があったとしました(京都地判平5.5.28判時1472-100)。

(3) 被指導者をスポーツに参加させる時には指導者は被指導者を監視下において危険を回避する義務

死亡ないし、重傷事故が生じる危険性が高いスポーツの場合には、指導者は被指導者を監視下においてスポーツをさせる義務があります。

3歳児の水泳指導では、たとえ水深が50cm程度と浅い場合でも常時監視義務があり(大阪地判昭62.3.9判タ651-140)、中学生にラグビーを行わせる時には、十分な事前準備や適切な指導者を置く義務があります(福岡地甘木支判昭62.9.25判時1267-130)。

(4) 危険性の高い指導方法を行ってはならない義務

指導者は、当該指導方法が危険を伴う当該スポーツの性格上、予想される危険を回避するための指導をする必要があります。危険を伴う指導方法を採用しない義務があります。

ゴルフ練習場における指導で、隣接打席でプレーする者のクラブにあたる危険性が高い場所に被指導者を立たせる指導方法をとった点に義務違反を認めています(東京地判平2.9.19判時1389-82)。

(5) 被指導者の技量を把握して安全に行える技を選択する義務

被指導者を常時監視下におく必要がない場合であっても、新しい技への挑戦など危険性を回避しうる技量があるか否かについて指導者の判断が必要な場合には、指導者が右判断を怠った場合には義務違反となります。

高校体操部の生徒がミニトランポリンを使用した空中2回転宙返りを失敗して頸椎損傷を負った事故について、指導者である顧問教諭は、個々の生徒の力量に照らして難技に属するもの、殊に新しい技の練習を試みようとする場合には、生徒が安易に新しい難技の練習をしないよう指導し、生徒全体の練習状況に十分注意し、危険な練習を行わせてはならない旨指導すべき義務があるとしています(浦和地判平3.12.13判タ783-214)。

(6) 被指導者の技量に照らして補助が必要な場合に的確な補助を行う義務

新しい技への挑戦など高度な危険性が伴う場合には、失敗をした場合でも事故を回避できるよう補助を行う義務があります。

中学生が民間スポーツクラブで体操競技における鉄棒のトカチェフ技の練習をした時に、失敗して落下した際に、補助を担当していた指導者が当初足から落ちるか尻餅をつくものと考えて手を差し出す機会を逃したため、頸椎損傷を負った事故で、指導者の義務違反を肯定しています(東京地判91.10.18判時1406-51)。

(7) 被指導者に準備(片づけ)行為を行わせる場合に安全に行わせる義務

指導者は、スポーツ自体のみならず、その準備行為や片づけ行為に伴う危険性が現実化して被指導者が傷害を負わないように指導する義務があります。

テニスにおけるローラーかけ中の轢過死事故(静岡地沼津支判昭62.10.28判時1272-117)、小学校の卓球部の練習後、小学校4年生の児童4名が、内折式卓球台を収納するため折り畳んでいたところ、これが倒れ、児童の1人が負傷した事故(大阪高判平9.11.27判時1636-63)について指導者の義務違反を肯定しました。

(8) 被指導者の異常な行為を回避すべき義務

指導者は、被指導者の年齢・判断能力に応じて、被指導者間の異常行為により事故が生じないように指導する義務があります。スイミングスクールで教室において7歳の生徒が5歳の生徒の水中メガネを手で引っ張り離して、失明の傷害を負わせた事故につき指導者の責任を肯定しています(東京地判平3.3.5判時1400-36)。

E M A セミナー 2001年6月の開催

- CPR BASICコース/6月10日(日): 大阪市港区 6月10日(日): 広島市中区 6月17日(日): 東京都中央区
- CPR ADVANCEDコース/6月24日(日): 東京都中央区 ●E.C.コース/6月30日・7月1日(土・日): 東京都中央区
- SPORTS MASSAGEコース/6月24日(日): 東京都中央区 ●TAPINGコース/6月17日(日): 東京都中央区

*講習時間等は下記までお問い合わせください。 *なお、当協会でのCPRセミナーは、(財)日本エアロビックフィットネス協会A.D.I.の教育カリキュラムになります。新規受講で2単位、資格継続で1単位の取得となります。



国際救命救急協会

〒104-0033 東京都中央区新川1-27-7 日興バレス日本橋302
TEL. 03 (3553) 9911 FAX. 03 (3553) 9690
U L R http://www.i-e-m-a.org E-mail info@i-e-m-a.org

スポーツ医学基礎講座2

優れたトレーニングを支えるしっかりした基礎をつくるための本

レジスタンス・トレーニング

その生理学と機能解剖学からトレーニング処方まで

石井直方 東京大学大学院生命環境科学系教授 著

定価3,150円
(本体3,000円) B5判 192頁

お求め方法

お電話またはFAX、Eメールにてご注文下さい(送料無料)。その他、お問い合わせは右記までお気軽にどうぞ。

目次

- 第1章 レジスタンス・トレーニングの生理学・解剖学的基礎
- 第2章 レジスタンス・トレーニングの機能解剖学
- 第3章 レジスタンス・トレーニングの処方
- 第4章 レジスタンス・トレーニングの実践
- 第5章 レジスタンス・トレーニングの健康
- ★付章/レジスタンス・トレーニング精選60種目

(有)ブックハウス・エイチディ TEL.03-3372-6251
FAX.03-3372-6250
〒164-8604 東京都中野区弥生町1-30-17 E-mail:bhhd@mx.mesh.ne.jp